

## 公正取引委員会「荷主との取引に関する実態調査」の実施について

公正取引委員会では、荷主と物流事業者との取引における優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、独占禁止法に基づき、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」を定め、物流における取引の公正化に取り組んでおりますが、例年同様、物流事業者を対象に「荷主との取引に関する実態調査」を実施しますので、お知らせいたします。調査対象事業者に対しては、公正取引委員会が1月12日に調査票発送予定です。

本調査は、事前に公正取引委員会が荷主に対して、取引のある物流事業者に関する調査を実施しており、これを基に今回物流事業者に対して実施いたします。

公正取引委員会では、情報を提供した物流事業者が荷主に特定されたり、情報を提供したことが疑われたりすることのないよう細心の注意をして調査しています。

つきましては、調査対象事業者となりましたら、御協力くださいますようお願い申し上げます。

※本調査に関する問い合わせ先：公正取引委員会 書面調査事務局（コールセンター）

[TEL:0570-027-111](tel:0570-027-111)

受付時間：土日祝日を除く 9:30~12:00、13:00~17:30